

国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

東京大学役員給与規則により、役員の賞与の額については、総長が国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して定めることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成19年4月1日より地域手当に替えて教育研究連携手当を設け、支給割合を14%とした。
- ・平成20年1月1日より、教育研究連携手当の支給割合を14.5%とした。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

該当者なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,807	千円 14,832	千円 6,825	千円 2,150 (教育研究連携手当)			
A理事	千円 19,268	千円 11,064	千円 5,091	千円 1,200 (副学長手当) 1,604 (教育研究連携手当) 184 (通勤手当) 125 (入試手当)			
B理事	千円 16,313	千円 10,116	千円 4,655	千円 1,467 (教育研究連携手当) 75 (通勤手当)			
C理事	千円 19,033	千円 11,064	千円 5,091	千円 1,200 (副学長手当) 1,604 (教育研究連携手当) 70 (通勤手当) 4 (入試手当)			

D理事	千円 19,037	千円 11,064	千円 5,091	千円 1,200 (副学長手当) 1,604 (教育研究連携手当) 78 (通勤手当)			
E理事	千円 19,199	千円 11,064	千円 5,091	千円 1,200 (副学長手当) 1,604 (教育研究連携手当) 240 (通勤手当)			
F理事	千円 19,198	千円 11,064	千円 5,091	千円 1,200 (副学長手当) 1,604 (教育研究連携手当) 239 (通勤手当)			
G理事	千円 11,137	千円 7,426	千円 2,464	千円 1,077 (教育研究連携手当) 170 (通勤手当)	7月6日		
H理事	千円 5,295	千円 2,690	千円 2,182	千円 377 (教育研究連携手当) 46 (通勤手当)		7月5日	
監事	千円 14,171	千円 8,736	千円 4,020	千円 1,267 (教育研究連携手当) 148 (通勤手当)			
監事	千円 14,197	千円 8,736	千円 4,020	千円 1,267 (教育研究連携手当) 174 (通勤手当)			*

注1:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注2:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注3:「入試手当」とは、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務に従事した場合に支給するものである。(理事就任前において入試業務に従事したことにより支給されたもの)

注4:「前職」欄の「」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注5:「前職」欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)が独立行政法人等の役員に就任し退職した後国立大学法人等の役員となった者を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野の創成等、必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給の時期(原則1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年4月1日
 ・地域手当に替えて教育研究連携手当を設け、支給割合を14%とした。
 ・特勤手当、特勤手当に準ずる手当及び寒冷地手当を教育研究連携手当に吸収し、廃止した。
 ・扶養手当の3人目以降の子等に係る支給月額を5,000円から6,000円に上げた。
 平成20年1月1日
 ・教育研究連携手当の支給割合を14.5%に改正した。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	5,935	44.3	8,203	5,945	156	2,258
事務・技術	1,631	42.6	6,349	4,667	184	1,682
教育職種 (大学教員)	3,340	46.9	9,831	7,074	156	2,757
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	653	36.7	5,400	3,978	81	1,422
技能・労務職種	22	53.6	5,989	4,394	132	1,595
教育職種 (附属高校教員)	35	44.7	8,056	5,928	201	2,128
医療職種 (病院医療技術職員)	251	40.4	6,013	4,426	176	1,587
指定職種	3	62.5	15,986	11,519	121	4,467

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	59	62.0	3,788	3,199	186	589
事務・技術	52	61.9	3,796	3,207	194	589
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	2	-	-	-	-	-
技能・労務職種	4	62.3	3,424	2,888	152	536
医療職種 (病院医療技術職員)	1	-	-	-	-	-

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	619	37.6	6,211	5,877	146	334
事務・技術	60	44.4	5,089	3,933	191	1,156
教育職種 (大学教員)	538	36.5	6,285	6,108	142	177
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	2	-	-	-	-	-
技能・労務職種	2	-	-	-	-	-
教育職種 (外国人教師等)	10	54.8	10,937	7,959	137	2,978
医療職種 (病院医療技術職員)	7	30.1	4,294	3,250	164	1,044

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注5: 再任用職員の医療職種(病院看護師、病院医療技術職員)、非常勤職員の医療職種(病院看護師)、技能・労務職種については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

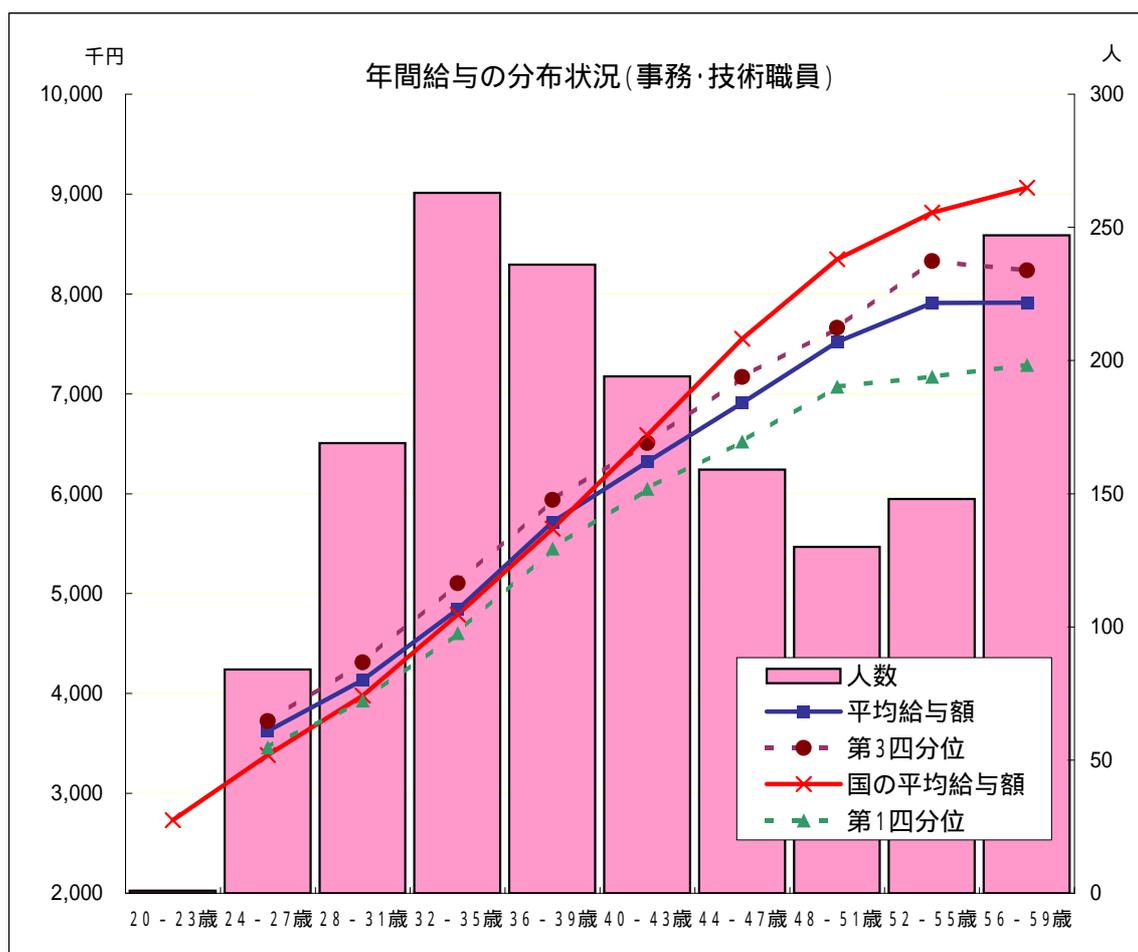
[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	1	-	-	-	-	-
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	1	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 任期付職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



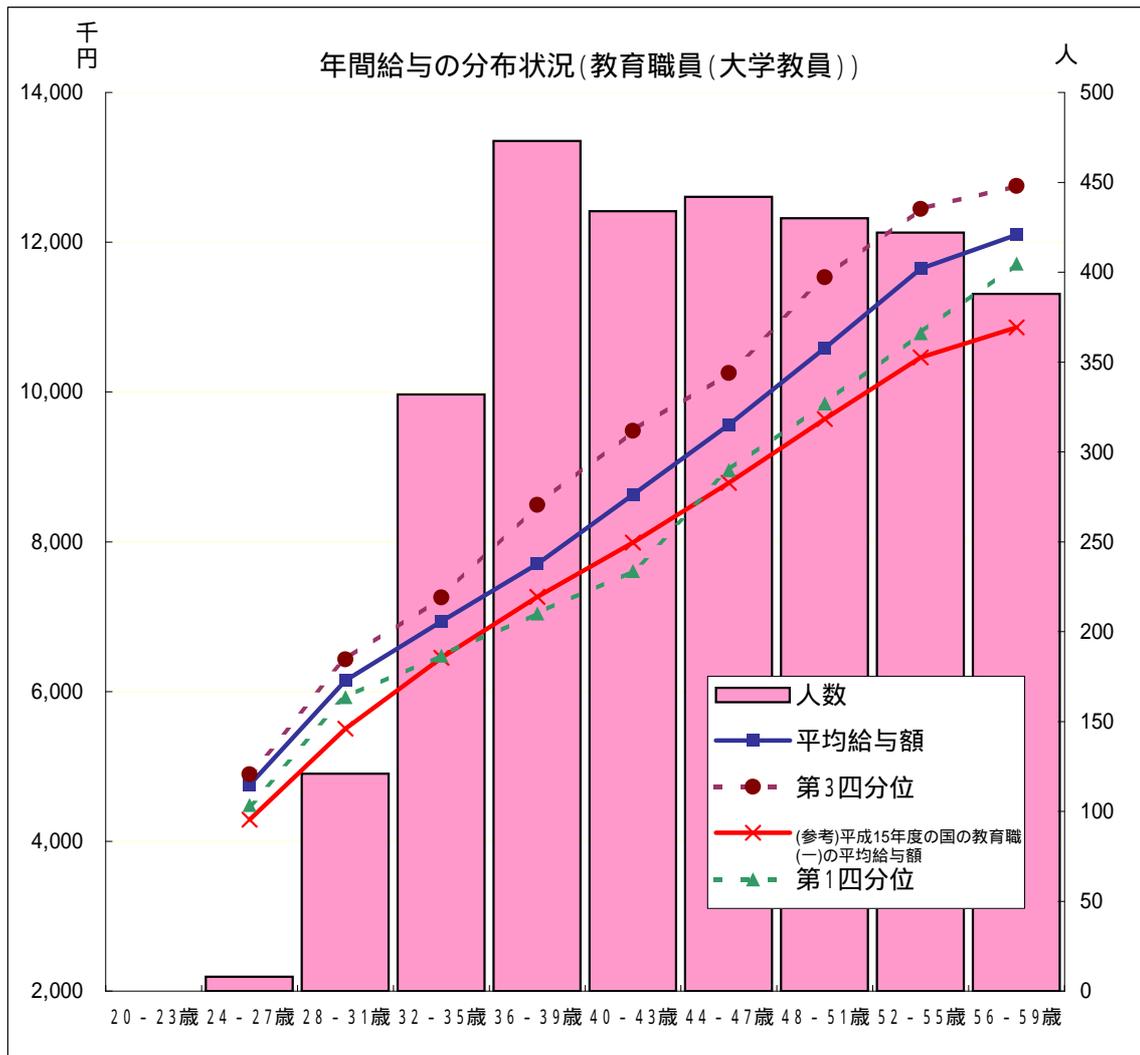
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。
 注2: 年俸制適用者を含む。以下、及びにおいて同じ。

注: 年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	13	54.9	10,543	11,341	12,180	
課長	67	53.1	8,864	9,374	9,999	
副課長	172	55.5	7,633	7,916	8,234	
主査・専門職	81	52.4	7,129	7,483	7,897	
係長	600	45.1	5,986	6,529	7,111	
主任	280	39.2	4,927	5,533	6,002	
係員	418	32.1	3,875	4,415	4,725	

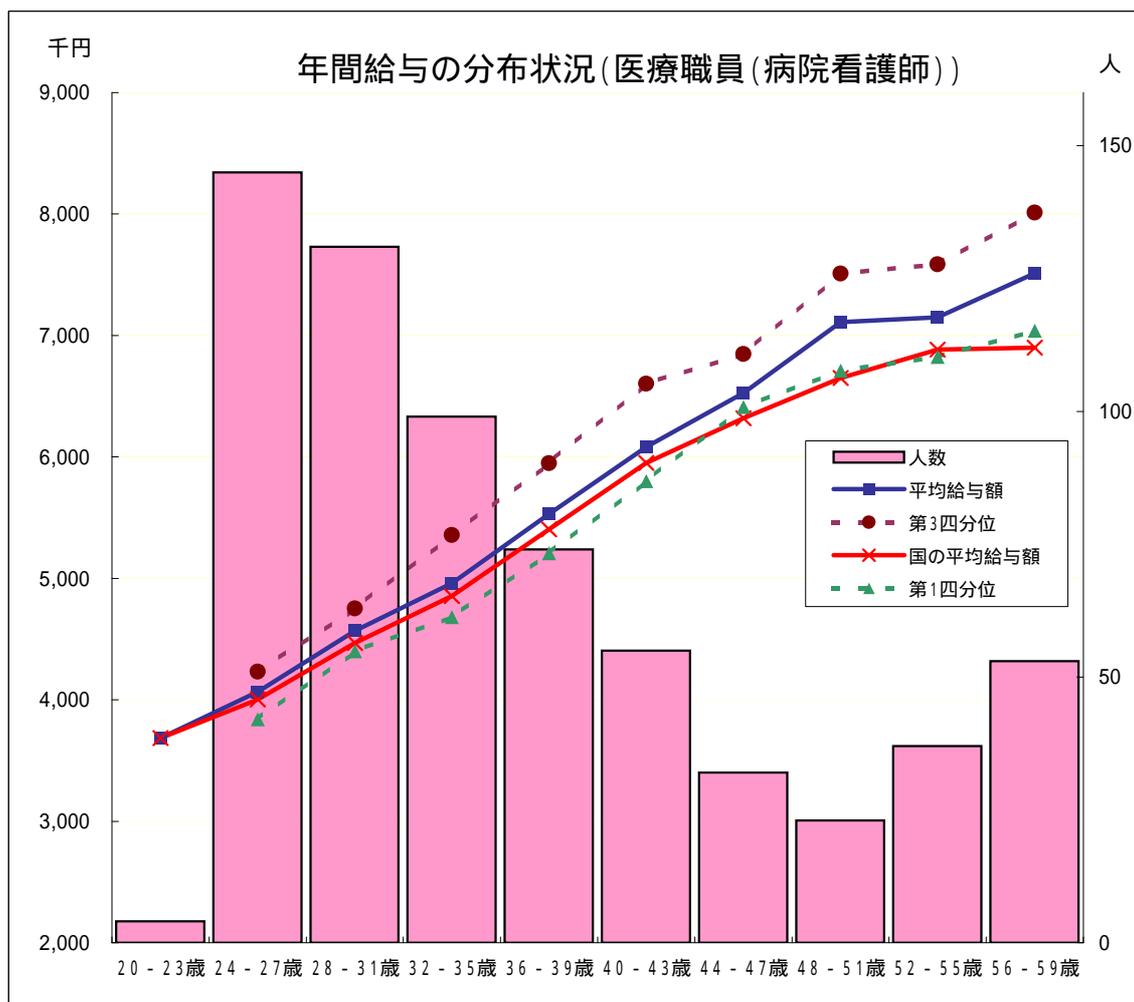
注: 「部長」には、「統括長」を含む。
 「課長」には、「事務長」及び「グループ長」を含む。
 「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。
 「係長」には、「技術専門職員」を含む。
 「係員」には、「一般職員」、「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
教授	1,242	54.7	11,479	12,633	12,176	11,479	12,633
准教授	845	44.6	8,971	9,967	9,441	8,971	9,967
講師	223	42.9	7,658	9,387	8,504	7,658	9,387
助教	953	39.4	6,548	7,599	7,072	6,548	7,599
助手	77	49.2	7,068	8,133	7,521	7,068	8,133
教務職員	1	-	-	-	-	-	-

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。



注: 年齢20～23歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「第1四分位」及び第3四分位は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	2	-	-	-	-	-	-
副看護部長	4	52.3	-	-	7,751	-	-
看護師長	54	50.2	6,764	7,887	7,298	7,887	7,887
副看護師長	125	44.0	5,644	7,039	6,371	7,039	7,039
看護師	458	32.4	4,104	5,097	4,741	5,097	5,097
准看護師	10	56.6	5,759	6,057	5,920	6,057	6,057

注1: 「看護部長」については該当者が2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 「副看護部長」については該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	技術専門職員 係長 主任 一般職員 技術職員	課長 副課長 技術専門職員 技術専門職員 係長	課長 副課長 技術専門職員	部長 課長 技術専門職員	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1631	94 (5.8%)	374 (22.9%)	806 (49.4%)	218 (13.4%)	95 (5.8%)	37 (2.3%)	5 0.3	2 (0.1%)	0	0
年齢(最高 ~最低)		57 22	44 27	59 33	59 44	59 38	59 44	59 50	、	、	、
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,374 2,140	4,220 2,674	6,135 3,329	6,705 4,998	7,468 5,252	8,698 5,742	9,386 9,113	、	、	、
年間給与 額(最高 ~最低)		4,604 2,918	5,637 3,636	8,135 4,552	8,998 7,020	9,881 7,353	11,364 8,043	12,269 11,895	、	、	、

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	3,340	1 (0.0%)	1,029 (30.8%)	224 (6.7%)	845 (25.3%)	1,241 (37.2%)	0
年齢(最高 ~最低)		、	62 26	62 29	62 31	62 40	、
所定内給 与年額(最高 ~最低)		、	6,748 3,239	7,603 4,376	8,540 4,587	15,347 6,561	、
年間給与 額(最高 ~最低)		、	9,136 4,394	10,458 6,066	11,621 6,239	19,432 9,241	、

[年俸制適用者]
(教育職員(大学教員))

区分	計	
標準的な職位		助教
人員 (割合)	1	1 (100.0%)
年齢(最高 ~最低)		、
所定内給 与年額(最高 ~最低)		、
年間給与 額(最高 ~最低)		、

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師 保健師	看護師長 副看護師長	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師長	看護師長
人員 (割合)	653	10 (1.5%)	458 (70.1%)	129 (19.8%)	52 (8.0%)	3 (0.5%)	0	1 (0.2%)
年齢(最高 ~最低)		59 49	59 23	59 31	59 38	57 56	、	、
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,738 4,067	5,358 2,683	6,018 3,374	6,059 3,970	6,745 5,964	、	、
年間給与 額(最高 ~最低)		6,347 5,547	7,313 3,649	8,173 4,645	8,605 5,644	9,207 8,448	、	、

注:事務・技術職員の8級、教育職員(大学教員)の1級、医療職員(病院看護師)の7級、及び年俸制適用者の教育職員(大学教員)においては該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員)
/ 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.1%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.9%	33.1%
	最高～最低	40.7～31.7%	37.5～29.3%	39.0～30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	68.4%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6%	31.6%	33.0%
	最高～最低	40.7～31.0%	38.7～27.2%	39.0～29.6%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	67.3%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	32.7%	34.2%
	最高～最低	40.8～29.1%	37.5～26.9%	39.0～30.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.5%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4%	31.5%	32.9%
	最高～最低	41.4～29.3%	39.9～27.3%	39.0～29.6%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9%	65.8%	64.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.1%	34.2%	35.6%
	最高～最低	40.7～33.3%	37.5～30.4%	39.0～31.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	68.2%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6%	31.8%	33.1%
	最高～最低	40.7～31.1%	37.5～28.3%	39.0～29.9%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	94.3
対他の国立大学法人等	108.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	109.4
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))	103.2
対他の国立大学法人等	107.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員	94.3
	参考	地域勘案 86.0 学歴勘案 92.8 地域・学歴勘案 85.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.8% (国からの財政支出額 99,204(百万円)、支出予算の総額 184,304(百万円):平成19年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は53.8%となっているが、給与水準自体は適切なものであると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく所存である。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	103.2
	参考	地域勘案 100.5 学歴勘案 103.0 地域・学歴勘案 100.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本学の医療職員(病院看護師)については、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分のうち、ほぼ全ての職員が1級地(東京特別区)に勤務しており、1級地から非支給までの全ての支給区分に勤務する国家公務員と比較されていることにより、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。 また、平成19年度国家公務員給与等実態調査の公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員の医療職俸給表(三)によると、国家公務員の1級(准看護師)の構成割合が7.5%と本学の構成割合の1.5%と比較して著しく高く、この1級(准看護師)職員の構成比の異なる影響も対国家公務員指数を高くしているものと考えられる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.8% (国からの財政支出額 99,204(百万円)、支出予算の総額 184,304(百万円):平成19年度予算)	
	【検証結果】 本学医療職員(病院看護師)の給与水準については国家公務員の給与水準を超えているところであるが、これは給与水準の比較対象となる地域手当の支給区分や職員構成の相違によるものであり、給与水準自体は適正なものであると考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	本学医療職員(病院看護師)の対国家公務員指数が100を超えていることについては、給与水準の比較対象となる地域手当の支給区分や職員構成の相違によるものであると考えており、累積欠損額もないこと、平成18年度から国家公務員の給与構造改革の例に倣い、国家公務員に準じた給与表及び昇給制度等の改正を実施したことや、総人件費改革の取り組み状況も着実に実行していることから適切な水準であると考えている。	

教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 109.3
 年俸制適用者以外に係る 表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,340人及び年俸制適用者に係る 表(同)の常勤職員欄の1人 計 3,341人

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 59,471,081	千円 59,399,322	千円 (%) 71,759 (0.1)	千円 (%) 127,039 (0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 4,337,599	千円 5,331,651	千円 (%) 994,052 (18.6)	千円 (%) 761,822 (21.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 21,116,026	千円 18,240,075	千円 (%) 2,875,951 (15.8)	千円 (%) 6,641,358 (45.9)
福利厚生費 (D)	千円 8,956,105	千円 8,982,147	千円 (%) 26,042 (0.3)	千円 (%) 453,090 (5.3)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 93,880,811	千円 91,953,195	千円 (%) 1,927,616 (2.1)	千円 (%) 7,729,231 (9.0)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、教職員採用可能数(定員)枠の削減、給与構造改革に伴う俸給表・俸給制度の見直しを行ったところではあるが、平成19年度は人事院勧告に伴う給与制度の見直しを行ったことにより、対前年度比0.1%の増となった。

「最広義人件費」においては、教員の定年延長により当該年度は教員の定年退職者が無かったことによる退職手当支給額の減等(対前年度比18.6%の減)、外部資金の獲得の増加に伴う非常勤役職員等給与の増等(対前年度比15.8%の増)のため、全体として対前年度比2.1%の増となった。

(中期目標)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期計画)

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	61,213,522	59,399,322	59,471,081
人件費削減率 (%)		3.0%	2.8%
人件費削減率(補正值) (%)		3.0%	3.5%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与と改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし